

会 議 録

会 議 名	平成23年度第11回野田市新清掃工場建設候補地選定審議会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	(1) 第10回審議会の審議結果等について（報告） (2) 候補地選定基準について（その3） ①建設候補地選定の基本的な考え方（報告） ②選定基準の設定 ③新清掃工場建設候補地の公募について (3) 野田市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)パブリック・コメント結果について (4) その他
日 時	平成24年3月3日（土） 午後1時から午後5時45分まで
場 所	野田市役所8階大会議室
出席委員氏名	立本 英機、富所 富男、鎌野 邦樹、恵 小百合、 石塚 一男、那須野 平一、佐藤 盛、青木 重、 江原 敬二、大柴 由紀、小暮 正男、笹木 勝利、 知久 浩、千葉 美佐子、平井 和子、古橋 秀夫、 松島 高士、榑 掬一郎、横張 一郎、石原 義雄、 小倉 妙子、長南 博邦、小俣 文宣、小室 美枝子、 高梨 守、竹内 美穂、鶴岡 潔、中村 利久、 松本 睦男
欠席委員氏名	瀧 和夫、岡田 稔
事務局	今村 繁（総務部長兼新清掃工場建設支援担当）、齊藤 清春（環境部長）、小室 照之（環境部次長兼清掃計画課長）、中村 清八（関宿クリーンセンター主幹兼課長補佐兼収集係長）、海老原 孝雄（清掃計画課長補佐）、高橋 宏之（清掃第一課長補佐）、柳 正幸（清掃計画課ごみ減量係長）、皆川 賢一（清掃計画課計画係長）、知久 友行（清掃計画課主任技師）、小沼 京治（清掃計画課主任主事）、中山 高裕（清掃計画課主任技師）、岡田 勇貴（清掃計画課主任主事） オブザーバー：中外テクノス株式会社 2名
傍 聴 者	12名
議 事	平成23年度第11回野田市新清掃工場建設候補地選定審議会の会議結果は次のとおりである。

1 開会

立本会長

定刻となりましたので、第 11 回野田市新清掃工場建設候補地選定審議会を開催させていただきます。お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。

はじめに、本審議会は公開会議となっておりますので、傍聴人の方がおられたら入室をお願いします。

(傍聴人入場)

それでは事務局から報告等がございますのでお願いいたします。

清掃計画課長補佐

それでは事務局より御報告を申し上げます。傍聴人の方に申し上げます。お手元の傍聴券の裏に書かれております注意事項を守っていただきますようお願いいたします。

本日の審議会は、委員総数 31 名のうち 26 名の出席をいただいております。半数以上の出席ですので、条例の規定により会議の成立を御報告申し上げます。本日の欠席委員でございますが、瀧委員が所用のため欠席でございます。なお、岡田委員、恵委員、竹内委員、小俣委員より遅参の報告を受けております。

続きまして、本日の会議資料の確認をさせていただきます。本日の会議では、郵送しました資料に加えまして、審議会の運営（案）、他市のごみ焼却施設現地視察（案）、委員からの意見書、第 10 回審議会の会議録の議事録署名委員の署名の写しをお手元に配布させていただきます。

続きまして、資料の訂正を一部お願いいたします。「資料 11- 2 - 2 新清掃工場建設候補地選定基準（案）」の 1 ページの下から 5 行目の柳委員からの意見の理由等の欄の中で、「工場団地」は、「工業団地」に「資料 11- 4 - 1 野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）（素案）に対する意見募集結果について」の 1 ページの 4、意見の概要と市の考え方、№ 1 の意見の概要の欄の下から 2 行目、「でしょうか？」は「でしょうか？」へ訂正をお願いいたします。

会議に先立ちまして、御報告事項は以上でございます。会長より、これより議事進行をよろしくお願いいたします。

2 議事

(1) 第 10 回審議会の審議結果について

立本会長：

ありがとうございました。それでは、議事に移らせていただきます。本日の議事は、最初に「第 10 回審議会の審議結果等についての報告」、二つ目に「候補地選定基準について」、その中に候補地選定基準の基本的な考え方、選定基準の決定、新清掃工場建設候補地の公募について、三つ目に「野田市一般廃棄物基本計画（ごみ編）パブリックコメント結果について」、四つ目に「その他」でございます。

まず、「第 10 回審議会の審議結果等について」でございます。これにつきましては、既に皆様のお手元に報告書が届いていると思います。時間の関係上、事務局からの説明は省略させていただきます。なお、議事録等につきましては野田市のホームページに公表されることになっておりますので、よろしくお願いいたします。

さらに訂正等がございましたら、速やかに事務局に申し出てください。
議事録についてはよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

（２）候補地選定基準について（その３）

立本会長

ありがとうございます。それでは、次の議題の「候補地選定基準について」でございます。まず、議事次第の「①建設候補地選定の基本的考え方（報告）」につきまして、前回審議会で決定いたしました。一部文言の見直し等がございましたので、事務局より報告をお願いいたします。

清掃計画課計画係長

「資料 11- 2 - 1、建設候補地選定の基本的な考え方」について、第 10 回審議会の決定事項を踏まえて説明

立本会長

この件は、私と富所職務代理が目を通しましたが、これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

立本会長

ありがとうございます。続きまして、「②選定基準の設定」を議題といたします。前回、審議会で法的制限や役員による候補地選定基準案を説明いたしました。今回の資料の候補地選定基準案のまとめ方について、富所職務代理から説明をお願いしたいと思います。その後、委員から意見を述べていただきたいと思います。

高梨委員

先ほどの候補地選定の基本的な考え方で聞きたいことがあります。

委員からの推薦情報を受けるとともに課税資料等に基づき抽出作業を行うものとする。この抽出作業とはどういうことをやるのか教えてもらいたいと思います。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

抽出作業は、面積等、課税資料等で確認して、選定基準に従い、それに当てはまらないものを除くということでございます。

立本会長

それでは「②選定基準の設定」について説明をお願いいたします。

富所委員

富所職務代理より、「資料 11-2-2 新清掃工場建設候補地選定基準（案）」について、前回の審議会で示した 13 項目と各委員からの意見をもとにした対案及び追加項目について説明された。この際、選定基準の案について 1、まちづくりの視点に立つこと。2、各基準（選定基準）が全て満たさなければいけないということが前提となることを述べられた。

立本会長

ありがとうございました。資料 11-2-2 は、たたき台に皆さんの意見を汲み入れて、新たな案をつくったということでございます。本日、新たに意見をいただきました。平井委員どうぞ。

平井委員

清掃工場を市内のどこに建設するにしても地元自治会との間で文面にて了解を得ることを条件とすることをこの場で決めていただきたい。

立本会長

それではその件は後ほど考慮させていただきます。

資料 11-2-2 の 1 ページから順次、皆さんと協議していきたいと思います。「1 都市計画区域の区分等について」ですが、御意見がございましたらお願いします。

江原委員

最後のところで、利用目的のない市有地が専売公社跡の 7,524 m²は 10,000 m²に足りないから困難とのことですが、それに接する土地で調整地域等があれば含めて考えるということが本来の姿だと思います。ですので、まとめのところには付け足しがいるのではないかと思います。

もう一つは、たたき台に委員から出た案のまとめとして片付けてしまうのか、A、B、Cのランクを提示しますと言っているのですから、この点数をどうするかということを決めた上で、案がいいのかを決めるのも含めて1ページ目から論議させていただきたいと思います。

富所委員

後から見たらこちらの方が本当は重要ではなかったのかということになりますので、具体的な点数は選定基準が全てそろってから決めたいと思います。

まず、クリアしなければいけない最低の条件だということをまずきちんと決めた上で、上乘せとしてA、B、Cがありますので、ランクについて具体的な数字を議論し始めますと、後ろが選定基準値として全てあるという前提ならばまだしも、そうでないときにはまた違った基準になってきます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

立本会長

私もそのように考えています。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

市有地の関係で、専売公社跡地は市街化区域内の土地で周りは全て住宅地です。普通財産については利用目的のない市有地、市街化調整問わず財産台帳から全部調べました。専売公社以外は1,000㎡程度で大きくありません。10,000㎡以上の土地を有するのは行政財産、学校など現在使われている土地ですので、清掃工場の敷地とするような土地はないということで御理解いただきたいと思います。

江原委員

そのほかに市でゴルフ場など持っておられるものはありませんか。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

ゴルフ場は借地等しておりますが、行政財産やゴルフ場で使用しているものについては候補地とは市は考えておりません。今使われている利用を変えると、相当な時間を要するので、市所有の土地は今利用されていない土地が前提ということで考えています。

立本会長

2ページ目の旧専売公社跡地とその隣接地域について可能性があるかどうか問われましたが、事務局からその可能性はないので、文言は元のとおりで、実際には隣接地等につきましては、そういう広さのものがないということでよろしいで

しょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

立本会長

それでは、「1 都市計画区域の区分等について」は、市街地調整区域内であることで決めさせていただきたいと思えますけれどもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

立本会長

それでは、都市計画区域の区分については全て市街化調整区域内ということにいたします。

続きまして「2. 住居、一団の住宅団地との距離について」でございます。これにつきましては案が五つ出ております。いかがでしょうか。

大柴委員

ここでいう何m以上というのは、清掃工場の敷地からの距離か、施設からの距離なのかお尋ねします。

立本会長

たたき台では、「その敷地から」としていただきますので敷地からです。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

たたき台で、工業系用途地域内の土地又は市街化調整区域内となっておりますが、先ほど市街化調整区域のみと御決定いただいているので、ここは市街化調整区域内の土地ということにします。

立本会長

都市計画区分は市街化調整区域にするということになったので、市街化調整区域の一団の住宅団地までの距離が概ね 100m以上であるということをたたき台にして考えてください。

笹木委員

もう一度確認しますが、敷地境界からということで、はっきりさせていただきたいと思えます。

立本会長

敷地境界からです。

立本会長

まず、敷地境界から最低何m以上ということで、何か案はございませんか。

長南委員

まずこのIV案ですが、500m以内に住宅が全くないか非常に少ない。これはちょっと現実味がないような気がしますので、まずそこを落とすか採用するか、その辺からお願いします。

立本会長

IV案の 500m以内の住宅についていかがでしょうか。

高梨委員

まず広いところからやって、なかったら長南委員の言われるように現実に向かっていくというのが理想だと思います。

小俣委員

最低はこれ以上で、離れていれば離れているほどいいという考え方にするのがいいと思うのですが、我々は、清掃工場が害を出すもの、迷惑施設だという考え方はやめましょうというお話をずっとしてきた。そういう考え方から言えば、概ね 100mというのはごく妥当な距離だと思います。例えば東京都や鎌倉市では、住宅地のすぐ隣にありますし、清掃工場は嫌うものではないのだということは私どもの中で認識としてちゃんと持っていないと、どんどん余計なものだという考え方が出てきてしまいます。清掃工場に対するイメージを変える意味でも、100mは妥当だと思います。

平井委員

そういう考え方もあるということで話をしてきましたが、福島第一原発のことを考えますと、油断はできないと思います。大都会の隣近所がないところを参考にしても、野田市は空き地がたくさんあるわけで、江戸川から利根川沿いを視察もしているわけです。その参考の話もしないで、わざわざ 100m以内のところにつくことは無いと思います。

柳委員

案IVは私の案なので、引っ込めてもいいのですが、清掃工場はスマートでいいが1つの条件としていいと思いますが、まだまだ完全な安全性というのは確保できてない。都内の清掃工場水銀が漏れたことがございましたが、焼却物は相

当丁寧にチェックしても、ゼロにはできないということは前提に考えなければいけないと思います。安全の方に立ってやってきたのですが、絶対安全ということは絶対言えませんので、そういうことも前提にしながら、できるだけ安全な場所を確保するというのは重要なことだと思います。では、何mがいいかということ判断しにくいのですが、中里工業団地に用地が出てきたときにですが 100mは印象としてはすぐそばです。300m離れてもかなり近いというのが実感です。

平井委員

100mは、小学校に上がった時点で校庭で競争をやる距離です。野田市の場合はまだまだ広い土地があるので参考にしてください。

那須野委員

4 ページの私の理由を見ていただきたいのですが、敷地から住居までの距離がなぜ必要かということですが、臭いというのはどんな技術を持ってしてもなかなか抑えきれません。

横須賀市が5階建ての不燃物のリサイクル処理施設をつくってしまして、視察させてもらったのですが、建物内の圧を落して臭気が外に出ないように相当気を配っているのですが、多少は臭います。ですから臭いが出たとなれば風向きやその強さ等にもよりますが、大体 200mあればそうは感じないだろうという想定から、最低を 200mにしました。

現在、ダイオキシンなどについては心配ないと思いますが、原子力発電所の問題も出ましたが、想定外ということが出てきます。技術的にそれらを含めれば、100mで、できれば 200mぐらい取りたいと提案いたしました。

立本会長

ありがとうございました。関宿の場合は今の実態はどうなのでしょう。

知久委員

関宿クリーンセンターは 20 年経っていますけれども、今まで事故らしい事故はなかったです。環境省が決めている基準がありますが、保全協議会で報告される実態は基準の 10 分の 1、20 分の 1 です。私はすぐ近くに住んでいるのですが、排ガスについてあまり気にすることはないのではないかと思います。

立本会長

今のところ装置の稼働について有害性はあまり大きな問題がないということですね。

知久委員

そうです。人家で一番近いところは 100m以内です。

立本会長

まず 100m以上にするか 200m以上にするかということで、どうでしょうか。

長南委員

私は 100mと出させていただきます、教育施設や社会福祉施設関係は 200mと出させていただきます。確かに 100mというと本当に目の前ですが、敷地境界からで、敷地境界から数十mは少なくとも建物が内に入ります。ダイオキシンのあとに問題になっていますのは水銀や鉛などの重金属で、これが熱で溶け出して冷えてすぐ落ちてそこに被害をもたらすということがありますから、本来は 200mにしたいと思ったのですが、実際そういうところが見つかるかどうか分からないので、人家については 100mにさせていただきました。そういう意味では、人家が 200m以内に数戸あったら、その人たちの理解を求めるという前提で一律 200mを最低にしてもいいのかなと考えています。

松本委員

私は学校や保育所はもちろん、住宅団地やそれなりに住宅は一律 500m以上離れた方が基本的にはいいと思っています。しかし、どこにそういう場所があるのかと言われると困りますので、そういう意味では同意を得ることを条件に 200m以上は最低でも離れるべきではないかと思っています。と言うのは、公害の出ないコンパクトな工場は可能だとは思いますが、万が一のことを心配されると絶対とはなかなか言いにくい。候補地が選定基準に従って決まれば、その住民の感情は私たちの感情とは違うのではないかと思います。近くの住民側は実際に自分の近くにできたときに万が一どうなのかということを心配します。

野田でも柏廃材の問題もちろんあり、住民はよく知っているはず。そういうことの中で考えるべきだということを強調して、私は基準としては 500m以上、そして最低でも同意を得ることを条件に 200mとしました。

笹木委員

私も 200m以上としました。先ほど重金属の話がありましたが、ばい煙の中に含まれる物質について、大気汚染防止法などによる規制項目が少ない。規制項目以外に項目が増えてきつつあり、例えば指定物質や特定物質を合わせても 5、60 種類、人間に害を与えるだろうと思われる物質は 230 項目あると言われております。それが規制になると時間がかかると思います。運転に何かトラブルがあって、風速よりも煙突から出る速度が遅いと、ばい煙に含まれている物質は煙突の陰や建物の陰に揺られて近くに落ちるので、ある程度の距離は必要ではないのかと思って 200mにしました。もう一つは 100mのイメージがどうなのか、100m先

に巨大な建物があり、そこに 60mの煙突があるわけです。そうすると毎朝、窓を開けて見てたら、精神的なストレスはひどいものではないかと思います。そういうことを考えて、野田市の条件もあるが、200m以上は必要ではないかというのが私の考えです。

松島委員

私は案Ⅰを提案しました。まず、距離感というのは生活環境によって違うのです。閑宿の広い農地では 100mといたら目と鼻の先ですが、私のところで 100mはものすごくあります。それから、それは遠いに越したことはないが、それは嫌な存在だということを暗にほのめかしているわけです。古橋委員が見学された鎌倉は理想的なところだと思いますが、100mは私にとってはかなりの距離ですし、敷地境界ぎりぎりに煙突を立てるわけではないのですから、最低限 100mあればいいと思います。私は今までのお話を聞いても、まず最低限は 100mから始まっていいのではないかと思います。

小暮委員

いろいろな方が言うように、清掃工場に対するイメージアップのため、行政から清掃工場は迷惑施設ではないという啓蒙活動をしてもらう。印西クリーンセンターは市街地の真ん中にあります。調べましたら、駅前1丁目1番地1号、外観はマンション風なのですが煙突があるから焼却場と近くを通ったときに分かったのですが、そこで、郊外型か市街型かという二分されるような考えもあるのではないかと思います。誰しも焼却場から離れた方がいいというイメージが強いですが、これから野田市の次世代を担う子どもたちが延々と住み続けていかれるように、他市に誇れるような設備を造っていただきたいと思います。そんな環境の焼却場があるということでお考えの一つに入れてもらったらと思います。

小室委員

5 ページに意見を述べさせていただきました。まず、たたき台の中で 100mを設定した根拠を示していただきたいと思います。

学習会で先生方にお聞きしたり、他の物件を調べてみたのですが、納得のいく根拠を提示していただいたことがないような気がいたします。万が一のトラブル、例えばバグフィルターの不具合や焼却炉の不具合によって、ごみを燃やすことができなくなった場合の臭いの件やそれを溜めておいた場合にどれぐらいの距離なら影響がないのかというところを住民に説得をしていく上では根拠というのが大事になってくるのではないかと思います。

富所委員

千葉県建築基準法の 51 条ただし書きの基準を、民間の場合ということでした

けれども参考にさせていただきました。

小室委員

その基準の科学的根拠といえますか、100mを基準にしたという納得できる理由がなかなか見付からないので、その点について専門家の先生方もいらっしゃると思いますのでお示しいただければということでのお願いです。

長南委員

県が決めたということは、千葉県全体に適用させるということですから、県内の都市環境が様々で、密集している都市も含めて最低のものだというふうに決めたのだと思います。最低だということで、その上に立って野田市で適用するときはどうしたらいいのかということだだと思います。科学的根拠というよりも千葉県の中で最低こういうものは抑えておいてもらわないといけないということだと思います。

那須野委員

現在の清掃工場は敷地が約 37,000 m²以上ありますが、それぐらいあれば、そんなに敷地から住宅までの距離にあまり神経質にならなくていいと思います。ということは、今後出てくる敷地面積との相関関係もあるということで、仮に 100m、あるいは 200mと設定して進めたらいかがでしょうか。

古橋委員

参考になるかどうか分かりませんが、先日、鎌倉市（人口 17 万人）の鎌倉クリーンセンターに行きました。処理量は 150 t／日ぐらいで、稼働年数は 30 年ぐらい、敷地は 13,000 m²程度で、焼却炉の目の前は住宅密集地帯でございまして、こんなところに建てているのだと思いました。焼却炉と住宅地、教育施設、福祉施設との距離のことを論議していますが、大切なのは焼却炉の運転の維持管理の管理水準の高さなのではないかと思います。30 年間も鎌倉市内の住居地域の中にある焼却炉で、周辺の住民 4～5 人に聞いたところ 30 年間全く苦情がないということでした。かすかに聞いたのは、距離はよく分かりませんが、かなり離れたところで臭いが話題になったことがあるということでした。大切なことは焼却炉のごみの搬出入とか運転管理の管理水準が何倍も大切なのではないかと思います。

竹内委員

県が示している 100mを野田市でどのようにとらえるかということで、例えばいいのか悪いのか分かりませんが、放射線の国の基準では 50 cmのところで 0.23 を、野田市では 5 cmで 0.23 にして範を示しながら方針を取っているわけで、基本的な考え方の中でも、民間事業者の規範となることを基本としますということで 100

mをさらにワンランク上げた 200mとして、それぞれの住民の方に必ず同意を得るということをつけることによって示していけばいいのではないかと思います。

江原委員

大切なのは人口密集地に造らない、住民の少ない場所に建てるということです。それからすると、500m以上と言う根拠としては、音、臭い、煙突からの排ガスについて、風向き等でどのぐらいのポイントでなっているかというのを一度調べないといけません。野田市ではこれはやっていないと思います。確かに測定地は幾つかありますが、運転状況と対比されていない。同時に問題のない数値を取るために、安全運転をして測定していますから、例えば炉の立ち上げや不具合のときに測定値は全部カットします。ですので、まず 500m以上とうたっているのは、人家がないことではなくて、住民の少ない場所にしてください。ですからこの 500m以内の数軒あれば、同意をお願いしなければいけません。一番安全サイドを考えたときに 500m以上ということに対比としてうたっています。

皆さん焼却炉を美化的に考えますけれども、確かに表面上の事故等はないに近いかもしれませんけれども、ダイオキシンなどは何十年と歳月が蓄積されて、それが体内に入ったときに問題がありますということなのです。それを国としてはなるべく小さい基準を設けていますが、実証されていないのです。実証されたときに、想定外でしたという考えでないように、なるべく住民の少ないところにそういうものを建て、なおかつ安全であるかという測定ポイントを総合的にやらないといけません。当然、炉の出口から全部測定しますけれども、外のポイントのところを総合的にある程度以上取らないと意味がありません。

そういうことで、私は案Ⅳを 500m以内に住民の少ないところという言い回しに変えました内容で奨励いたします。

横張委員

距離の問題ですが、200mで了解を取ればいいのではないかと思います。

長南委員

江原委員が御心配されていることは、今から環境アセスメントを行い、具体的な建設構想に入るわけですから、今、分かっていないのは当たり前です。複数の候補地を探して、処理方式、量を決めてから環境アセスメントをやる中で今の議論をしていただければいいのではないかと思います。

距離の関係ですが、500mあった方が望ましいと思いますが、それでも足りないということもあるわけです。最低を 500mと決めてしまうと、あまりにもハードルが高いので、500m離れていればポイントを高くすればいいのではないのでしょうか。最低は 200mぐらいでまとまらないのでしょうか。

横張委員

長南委員が言われたとおりで私はいいと思います。

富所委員

選定基準は最低の基準だということと、全てクリアすることと同時に「まちづくりの視点」ということを前提条件に御説明させていただきました。距離が離れることは、まちづくりの視点としては、マイナスになるという可能性もあるということで、そういう点も含めて議論していただきたい。環境上の問題は科学が進歩すればそれだけ精度も上がりますし、複合的な問題は考えたらきりがありませんが、例えば環境基準にプラスすることもできるわけで、そういった対応を考えるべきだろうと思います。

具体的な話で、東京都の清掃工場の水銀の問題ですが、原因は確かに分かっていますが、体温計などが入ったぐらいでは出てこない数値だそうです。考えられるのは試薬などが廃棄されたせいなのか、ただ何回も出ているということは、かなり意図的な可能性もあります。逆に言えば、本来であれば十分対応できる状態だったかもしれないということです。

鎌野委員

選定基準は、公募の場合も最低条件になるので、あまりハードルを高くすると公募が出てきたときに、除外される可能性も大きくなることを考える必要があると思います。この点では、あくまでも最低基準ということで、これはランク付けで非常に遠く離れているところは高得点を与えるという工夫のあり方がいいと思います。

もう1点は、ある距離の住民の同意を得るという要件を加えてしまうと、その同意がなければ、結局そこは選定できないということにつながっていきます。これは、たたき台では一団の団地となっておりますが、案IIIは住宅となっております。仮に住宅とした場合は、一住宅の方の同意が得られないとだめであるということになりかねないので、そのあたりをどう考えるかということです。ですから最低基準を設けながら、他方で1人でも同意を得られないような場合には結局は候補地が落ちてしまうという在り方はあまり望ましくないのではないかと思います。

高梨委員

今の意見には私は絶対反対です。地元の人が造られたときに判断することで、絶対に同意を得てから造るということを基本にしていきたいと思います。

鶴岡委員

距離についてですけれども、例えば本体設備工場が20,000 m²とすると、そこから周囲200mといいますと、大体9,000坪ぐらいの敷地に家がないということにな

ります。私は野田の基準からいきますと安全性を考えればCが150m、次が200m、次が500mで点数にすればいいと思います。

立本会長

皆さんの意見を汲みまして200m以上ということにさせていただきたいと思います。その中には、江原委員が言われましたような住民が少ない場所だとか、長南委員が言われました学校等の距離の問題など、それは今後いろいろ評価のところで詳細に決めていただくということで、この条項では住居、一団の住宅団地との距離についてのところでは、市街化調整区域の一団の住宅団地までの距離が概ね200m以上であることというように決めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

立本会長

では、ここはそういうことで、詳細なことは更に評価基準のところで決めさせていただくことにしたいと思います。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

確認させていただきたいのですが、市街化区域又は市街化調整区域の一団の住宅団地までの距離が概ね200m以上であることということで、Cが概ね200m以上であるという形でよろしいでしょうか。A、Bの具体的な距離の設定は候補地を絞り込んだところで設定するというので、このたたき台のところは調整区域になりましたので、その部分を案1の調整区域が決定したところに合わせて変更して、距離を200m以上にして、あとは変わらないということよろしいでしょうか。

立本会長

はい。概ね200mというのは200m以上と決めますと、例えば190mのところはだめだということになってしまうのですが、「概ね」という文言は切りますか、入れますか。

(入れます)

立本会長

それでは、3ページの注2に「概ね」とは10m程度の差ということですのでそういうことにさせていただきます。

続きまして、「3. 他の都市施設への影響について」でございます。たたき台とし

ては都市計画に既に決定されている道路、公園その他の都市施設（都市計画法第11条に規定する都市施設に限る）に影響を及ぼさない位置であることでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

立本会長

では、「4. 学校、保育所等との距離について」のたたき台は、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームその他のこれらに類する建築物の敷地境界から概ね100m以上離れていることということですが、Ⅰ案は学校、保育所、病院…、文章は同じで、食品関係工場の敷地境界から800m以上離れていること。Ⅱ案は概ね500m、Ⅲ案は概ね200m、Ⅳ案は概ね300m等でございます。いかがでございますか。

長南委員

事務局にお尋ねしたいのですが、市街化調整区域に食品関係工場というのは野田市にはあるのですか。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

食品、給食センターなど食品関係は一応調整区域にもあります。

平井委員

もう2時間近くたっているので休憩をいただきたいのですが。一度、3の区切りがついたところで、4に入る前に休憩をいただきたいのですが。

立本会長

では休憩します。

＜＜15分休憩＞＞

立本会長

それでは「4. 学校、保育所等との距離について」でございます。これは案が四つ出ておりまして、Ⅰ案は食品工場の敷地境界から800m、いわゆる食品工場を考え方の中に入れるかどうかということと、境界から800mという二つがありますけれども、まず食品関係工場のことについてはいかがでしょうか。事務局があると言われたのは二つでしたか。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

小規模な食品関係の、例えばおせんべい屋さんなど食品をつくっているもの全てということになると把握していませんけれども、数は結構あるとは思いますが。

立本会長

提案された方、食品工場ということで規模は問わないのですか。

江原委員

私が想定しているのは中里の工業団地のかなり大きい工場です。ですからその距離をどこに選定するかによってその場所が入るかどうかは又別の問題だと思います。選定する場所によって、変わってくると思いますので、規模は関係ないと思います。あくまでも選定した距離から 800m 以上離れたところにできているものについては OK ですよという意味合いです。

長南委員

念のため江原委員にお伺いしますが、そうすると食品関係工場というのは中里にある例えば森永関係や Pasco などの工場からの距離という意味ですね。私どもが心配するのは、食品関係工場という、ほかにも大小がありますので、この規定では全て離れなければいけないとなるので、どういうものなのかということを経理は伺ったのです。そうしましたら今のお話では、あくまで中里にある大きな工場というイメージいるということによろしいですね。

江原委員

そのとおりです。

佐藤委員

そういうことになりますと、非常に偏った判断になるのではないかと思います。食品関係工場全体では、市街化調整区域の中にも、例えば豆腐屋も食品関係の工場ではないかと思います。ですからこういうことをつき詰めていくと、この 800m という距離の設定は少し無理があると思います。

江原委員

800m というのは食品工場だけではなく、学校、保育園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム等も含めて、そのほかに食品工場とうたっていますので、森永のような工場がないならば、豆腐屋のような住宅兼店舗まで指しているのではなくて、あくまでも公共施設から 800m という解釈で考えてもらいたいです。

長南委員

江原委員は大きな食品工場をイメージしているようですが、そうすると小さい

ものは考慮しなくていいのかということになります。会長が問題提起しているのは、教育施設や社会福祉施設以外の枠の中に食品工場を入れるのか入れないのかということを経営しているわけですから、食品関係工場を入れると、大きいところはだめだけれども小さいところはいいいみたいなことにもなりかねないので、これは入れなくていいのではないかと思います。

立本会長

中里工場にある食品工場は考慮するけれども、ほかのところはいいのだという話ですが、全体的にはやはり大小あることですから、その辺も考えないといけないと思うのですが。

江原委員

私は大きいところだけを考慮していたので、小さいところまでは判断がまだできません。

富所委員

あくまでも最低限を定める選定基準ですので、その選定基準があいまいですと選定基準にならない。ですから私は大小問わないということであるならば、そのたたき台の注の1にもありますように、基本的なところを押さえていれば、あえて食品関係を入れる必要はないのではないかと思います。もう少し具体性があれば議論の余地があると思いますが、今の提案の範囲だと入れる方が、基準としての曖昧さを残すことになると思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

江原委員

消した上で 800mだけ生かします。

那須野委員

案Ⅳは私が提案しましたが、住宅団地に比べて、人々の往来が住宅団地より多く、しかも学童、患者、老人のような特別な人たちが多いため、団地よりは注意をしなければいけない。特に病院や学校は臭いの影響を考えると 100m をさらに上乗せした数字です。これも決まった敷地の場所、広さ、あるいは交通状況等によって変わるでしょうから、あまりここで私の数字を重く見なくても結構です。こういう傾向で相対的に検討していただきたいということで提案いたしました。

立本会長

ありがとうございました。

今のところ数字が載っているのは 200、300、400、600、800mですがけれども、本文は概ね 500m以上、概ね 200m以上、概ね 300m以上、先ほど来問題になっている 800mですがけれども。

横張委員

たたき台のとおりの内容で概ね 100m を、今回は市でやるということなので、江原委員が言っているように 800m 以上は必要だと思います。

松本委員

こうした公共施設についても私は 500mを主張したいと思っています。

竹内委員

人家の場合、たたき台をワンランク上げて 200mといたしました。ですから今回も 200m以上ということによろしいのではないかと思います。

平井委員

民家が 200mでしたら、この学校、保育園、病院、診療所、図書館など人が多く集まるところなので 800mが妥当だと思います。

松本委員

私は案Ⅲを提案しています。ただし、先ほど人家が 200mに決まったので、それと同じというのはいかがかと思うのですが、800mというのはいかがでしょうか。ですから案Ⅳの 300m以上が妥当だと修正提案いたします。

江原委員

800mは、煙突から出てくる排ガスは風に乗って飛ぶので、方向も風向きによって変わります。当然、悪臭も騒音も離れば離れるほど影響が小さくなるので、1kmでも2kmでもしたいのですが、800mぐらいがそういうデータを私が感じているので、ここで 800mをうたっています。

千葉委員

こういう施設については、臭わなくても化学物質に弱い人もいますので、なるべく離れている方が通院している患者や小さいお子さんのいらっしゃる親御さんにとっては、なるべく離してほしいという気持ちが大きいと思います。数字で言うならば、学校、保育園、病院等からは人家の倍以上の 400mとか 500mぐらい離してほしいと思っています。

立本会長

いずれの意見も先ほどの 200m以上の距離は離していただきたいということは一致しているようです。いかがいたしますか。

中村委員

いろいろな意見が出ておりますけれども、最低 200m以上ということで、あとはランク付けでポイントを変えていけばいいのではないかと思います。

長南委員

確かに 800mぐらいは風向きによって排ガスがかなり薄くなりますけれども、飛んで行く可能性はあると思います。ただ、その排ガスが有害なのかどうなのかということが問題だと思います。排ガスが有害だということでしたら、そういう清掃工場は今の時代建てられないので、800mにこだわると本当にそういう適地があるのかということもあります。やはり最低ラインを 200mにはこだわりませんけれども、その辺りに決めておいて、候補地を探す中でこっちがもっと離れているからいいのではないかという形で決めなければ、最低 800mということになってしまいますと選定できなくなってしまうのではないかという気持ちもあります。

立本会長

ありがとうございました。こういう案ではいかがでしょう。先ほど概ね 200m以上ということでしたので、100m上乘せして 300mにして、その代わり以上ですから 800mも当然入る、300 も 400 も 500 も入るという広範に考えていただいて、ここは概ね 300m以上離れていることとしたらいかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

立本会長

では、ここは「概ね 100m」を「概ね 300m以上離れていること」にさせていただきます。

それでは「５．県及び市町村の都市計画構想について」でございます。たたき台は県及び市町村の都市計画構想と齟齬をきたしていないことで、提案はございませんでした。これはたたき台のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

立本会長

齟齬というのはあまりにも難しくて一般の人になかなか分かりにくいので、県及び市町村の都市計画構想と整合していることというようなことで齟齬という言葉を整合という言葉に書き直してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

立本会長

続きまして「６．緑地保全区域及び土砂災害警戒区域について」でございます。たたき台は緑地保全区域及び土砂災害警戒区域が含まれていないことということで、提案はございませんでした。たたき台どおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

長南委員

念のため伺います。たたき台で構わないのですが、野田市のエリアに、この緑地保全区域と土砂災害警戒区域があるのかどうか教えていただけますか。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

あります。

立本会長

それでは、「６．緑地保全区域及び土砂災害警戒区域について」は、たたき台どおりにさせていただきます。

次に「７．主要な搬出入路の整備状況について」でございます。御提案は、Ａがたたき台に同じ、Ｂが未整備延長の整備に相当する経費を要すること、Ｃが未整備延長の整備に多額の経費を要することとあります。どういたしましょうか。

長南委員

私も意見を出しておりますが、ほかの委員の意見を見ると、概ねたたき台と同じではないかと思しますので、このたたき台でいいのではないかと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

立本会長

では、「７．主要な搬出入路の整備状況について」は、たたき台どおりで決めたいと思います。

「８．主要な搬出入路と通学路について」でございます。たたき台に対する提案は、Ａはたたき台に同じ、Ｂは未整備延長の整備に相当する経費を要する、Ｃも未整備延長の整備に多額の経費を要することということでございますけれどもいかがでしょうか。

長南委員

私も意見を出させていただいていますが、私の場合は、ほぼたたき台と同じような形になっていますが、そうでない委員で、「通学路とは重複はしない」ということがどういう意味なのか、たたき台と同じ意味と理解していいのかをお伺いして話を進めたらいいと思います。

立本会長

重複なしというところはどのように解釈をすればいいでしょうか。提案者をお願いします。

松本委員

考え方としてはたたき台と同じで、通学路ですから、これは前提条件ぐらいに厳しいものにしてほしいという意味合いでございます。

古橋委員

私も重複しないことと提案しましたが、一般の市民感覚で、小さいお子さんが通る道とは違った方がいいのではないかというイメージです。

笹木委員

今、古橋委員が言われた内容と同じでございます。

立本会長

それでは他に何もなければたたき台に同じということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

立本会長

それでは「８．主要な搬出入路と通学路について」は、たたき台に同じということにさせていただきます。

それでは、「９．主要な搬出入路と繁華街や住宅街について」でございます。提案はございませんでしたので、たたき台どおりでよろしいでしょうか。

小俣委員

そもそもこれが必要かどうかという話です。つまり、市街化調整区域に設定している以上は、こういう状況はあり得ないと思うのですがいかがでしょう。

富所委員

主要な搬出入路をどこまで厳格に考えるかです。ですから、できるだけ幅広く

とらえてということになりますので、今のことを議論するならば、もう少し搬出入路の位置づけについて考えるべきだと思いますが、これについては実際のところ机上でここまであるというのを決め難いということですので、たたき台を生かすのか、それともノーとするのか、選択肢はどちらかになるのではないかと思いますながら提案させていただきました。

立本会長

いかがでしょうか。たたき台どおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

立本会長

では、「9. 主要な搬出入路と繁華街や住宅街について」は、たたき台どおりにさせていただきます。

「10. 主要な搬出入路の交通への影響について」でございます。たたき台に対して提案では、5%以下、7%以下、7%を超える、あるいは10%以下、15%以下、15%を超えるという案がございますがいかがでしょうか。

小俣委員

これも先ほどと一緒に、主要な搬出入路について、それぞれ皆さんが思い描いているものが全然違うと思います。例えば、人家のないような静かな環境のところにつくったときは、もう施設へ行く車と農家の車ぐらいしか通りませんといったら5%以下といったらほとんど通るなということと一緒にです。16号を通るのでしたら5%という数字はついてきます。ですからそこがはっきりしないうちは削るべきだと思っています。

松島委員

私は、案Ⅰを提案しました。搬出入路としては密集地の家や人口密度が多いところで、まちづくりという観点で建っているスタンスで、国道のような幹線に近いところに来ることを想定しています。

もう1つは、搬出入路は1か所ではなくて、複数の選択肢があると思うので、そういうことを考えますと交通量の多いところを想定すると5%とか7%とか10%という数字が必要だと思います。

那須野委員

私は案Ⅱを提案しました。工場をどこにつくるかの想定によって私の意見は関係なしになる可能性があります。

こういうことを課題にして、現在、私が住んでいる横内は完全な市街化調整区

域で国道も近い。近くには小張病院があり、朝 9 時前後は病院往來の車両で、ほとんど地元の人が出られないので困っているのですが、一時のことですので我慢しています。そういうことから 15%を超えると問題ではないかということで、10%、15%、15%を超えるとランク付けしました。

これは、場所が決まるといろいろ変わってくると思います。できれば選定地は交通量の少ないところにしたいと思います。

笹木委員

私も案Ⅱを提案しておりますが、私は国道 16 号を通ると思い、16 号の走行台数の半分ぐらいと保有しているパッカー車やごみの量から、概算で 10%ぐらいであれば周りの道路に近い方に対して排ガスも振動もそう影響ないのではないかと思います。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

主要な搬出路の話ですが、これにつきまして県に確認したところでは、国県道からその施設に入る交通量が基本になるということです。それが一番影響あるということが基本で 5%という数字を一応設定しているということで、実際のところなかなか 5%を出したときに、現実には難しいところもあるとは聞いていました、一応の目安として国県道の入り口のところの交通が集中しないというのが一番の基本だそうです。

長南委員

たたき台をつくったのが 5%超、5%以下となっていて、案Ⅰ、案Ⅱで 7%や 10%に緩めるというのはあまりないです。事務局は 5%で本当に大丈夫かという不安があるというお話でしたが、一応そう設定したのでしたらそれを守って、あとは A を何%にするのかということだけだと思います。

もしくはこの A、B、C を取ってしまい、上の 3 行だけを生かしておいて、これが最低だということで具体的な数字は入れないで、選定のときにそれが妥当なのかどうか再度議論した方がいいのではないかと思います。

富所委員

提案側の説明をさせていただきます。地元住民の道路を走行するので住民にそのまま響く内容になっていますので、この項目自体を外すことは地元の環境にマイナスになることですので、まず残していただきたい。

それから 5%は下限のない条件で、過度な影響を与えない目安としてこの 5%が経験則であります。清掃工場の近辺道路の車の出入りが当然増えるわけで、例えば 100 ㄲ工場としても、2 ㄲのパッカー車で 50 台／日が入ることになります。そして 5～6 割ぐらいが午前中に入るとすると、30 台で、それが 5%に相

当するということは 600 台の通行量があるということになります。600 台がどのくらいの混雑状況になるのかについては道路状況でそれぞれですけれども、目安として、5 %を基準に、Aを 3 %か 1 %か、それはあるかもしれませんが、Aを 1 %にしても、だから混雑に対する規制が厳しくなるだけのことであって、搬出入路に向かないということにはならないということで、ここは、他の項目と違いました、最低基準はあいまいですが、地元の人たちのことを考えると重要な項目だということです。5 %が経験則に基づいて極めて妥当なところだろうということでございますので、B、Cはそのまま残して、Aをもう少し厳しくすることで御検討いただいた方が地元に対する御説明で話がしやすいし、また過度な影響はあいまいであれば説明にはならないわけですので、数字はきちんと入れた方がいいと思います。

立本会長

私もいろいろなところの委員会をやっていますが、大体経験則として 5 %ぐらいです。委員会によってはもう少し厳しく 3 %にすることはありますが、5 %を基準に、さらに厳しく 3 %にするか 2 %にするかという形で考えたかどうかと思います。

松島委員

以前の審議会で、焼却場に入るのはパッカー車だけでなく、個人で入る車も半分ぐらい占めていますし、事業者の車も入ります。関宿クリーンセンターと野田工場を合わせると平成 22 年度は、79,004 台／年で、300 台／日。ちなみにその内訳は、収集車 19%、市民 60%、事業者 21%となっていますが、野田清掃工場の不燃物処理場が停止しているため、清掃工場への搬入車両数は約 40,000 台／年、約 150 台／日と推定されます。ですから交通の絶対量はイメージしておかないと何%というと、例えば農道の真ん中に両方に堤防が見えるところでできて何もなかったところではほとんど車が通らないところでパッカー車が通って 100%だったとしてもあまり影響ないわけですから、絶対量をイメージしておかないと空論になるのではないかという気がしますがいかがでしょうか。

長南委員

先ほど、主要搬入路は国道・県道から搬入路に入るところ、又は出るところということですから、野田の場合、国道は 16 号しかありませんが、県道はいくつかあります。どこの国道、県道も 1 日の車は 6,000 台以上走っていると思います。そうすると仮に松島委員がおっしゃったように 200 台ということでしたら、それでも 5 %なのです。学識経験者の人は経験則的で 5 %だというお話があったので、BとCは 5 %ということを決めて問題はないと思います。先ほど申しましたように緩めてはいけないと思います。これより厳しくしようというのが普通です

ので、Aを何%にするのか決めれば、これは片付くのではないかと思います。

立本会長

Aを何%にするか。いかがでしょうか。

江原委員

これは幹線道路から入って施設のパーセンテージを言われているのですか。幹線道路であればこういう数字になると思いますが、そこから中に入ってしまうと、これは場所にもよりますけれども、もっとパーセンテージは上がります。ですから場所によってこれは変わってくると思います。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

先ほどの説明がよくなかったのかもしれませんが、5%は主要な搬出入路になるところの国県道の交通量を基本に考えていただきたい。

富所委員

このパーセンテージは母数をどういうふうにするかによって考え方が違ってくるのですが、実際に地元対策をするときには清掃工場に入る車が1日最大何台までだということになるかと思います。絶対数が地元の人たちにとっては大事ですし、あとは入る時間帯が、通常ならば朝の収集時間帯から入ってくるので午前中に集中し、集中についても地元の人たちは避けてほしいということもあります。ですから、ここの5%を1%や2%にするのは、実際問題クリアできるのですが、具体的などころはそういうこともあるということで、経験則を生かしながら実際の問題はもう少し地元の意向をきちっと踏まえて、車両による騒音、振動、大気汚染の問題など考えられるので、もう少しきちんと考えないといけないと思います。

この項目をなしにすると地元の人たちとしては非常に不安が大きくなってしまいうので、とりあえず経験則の5%を最大限生かして、Aの目安を決めておいてはいかがかと思います。

江原委員

事務局から国県道の入り口で5%ということであれば、それをたたき台に入れないと、いろいろな解釈論が出てしまいます。施設というと焼却場の入り口という解釈もできますので、その文面をつけ足しをしてもらわないといけないと思います。

富所委員

事務局の国県道の車の台数をメインにして考えるというのはここでの意味とは

違います。これはあくまでも主要な搬出入路の交通が過度にならないことで、実際の搬出入路をどこにするかというのはこれからの議論ということになります。が、実際に国道や県道を走っている車を問題にするよりは、そこから先の搬出入路の車の台数がどのくらい増えるかということが実際に地元で一番大きな関心事になりますので、何千台も走っている国道や県道の5%でしたら論外なのです。でも実際にここでの基準が生きてくるのは絶対数が問題になってくると思いますので、そういうことを念頭に置いて、とりあえずそうはいっても基準が何もないのは困るだろうということでお考えいただいた方がいいと思います。

立本会長

国県道の入り口ですと6,000台の5%ぐらいということですが、実際にはそれよりも厳しくなるので、ここで5%がいいのか、あるいは3%だとか4%にした方がいいのかということを決めたらいかがかと思います。

小俣委員

国道、県道を主要な搬出入路ととらえるのでしたら、5%、3%、1%で結構です。しかし、そこから更に清掃工場に入っていく道となると市道になります。つまり最初に申し上げましたように、なるべく人家のないところを選んでいったら、当然通る車が少なくなってくるわけですから、このパーセンテージを下げていくということは、例えばここに100台入らないといけないのに100台入れないという話になってしまう恐れがあるので、項目を外せないのでしたら、長南委員のおっしゃったように何%という部分はむしろ切らないと、現実的に難しい話になるのではないかと思います。

江原委員

このパーセンテージは私も同じ考えです。幹線道路なら私もそういうふうに解釈していたのですが、富所委員が言われるような考えであれば、パーセンテージではなくて想定ができるわけですから台数制限する上で台数を明示した方がいいと思います。例えば、車が1台も通っていなければパッカー車が10台通ったら100%になりますが台数が10台とした方が、場所が決まっていない状態では実情に合うのではないかと考えます。

立本会長

では、たたき台どおり、「施設の設置に伴って発生集中すると予想される搬出入車両が、国県道を基準として主要な搬出入路の交通に過度な影響を与えないこと」ということ」にして、詳細な数値は、評価基準のところでパーセンテージなり台数等を入れさせていただくということではいかがですか。

竹内委員

会長の意見と一緒になのかもしれませんが確認します。たたき台の下の注釈のところで、Aの具体的な割合の設定は、候補地を絞り込む段階で設定すると書いてあります。この候補地を絞り込む段階というのは、今の段階ではなくて、候補が上がってきたときに、その中からどこかを絞り込むその部分を言っているのではないかと思うので、今はこのBとCを5%なら5%と決めて、Aは空欄でよろしいのではないかと思います、そういうことでよろしいのでしょうか。

立本会長

そういう意味合いです。

松島委員

会長は理解が違っています。主要な搬出入路の「主要な」を国県道と置き換えられましたが、私はそうではないと理解しています。江原委員と同じかもしれませんが、国県道から入ったいわゆる市道の部分の負荷が少ない、交通量に影響が少ないようにと理解しているのです。ですから主要な搬出入路を国県道と理解すると何千台、何万台というところで渋滞というふうに取りられるのです。

立本会長

国県道というのは削除いたします。

松島委員

ですから実際はそこから入った道路のことです。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

これは県のただし書のところから引用しており、県のただし書の意味では国県道のことで、国県道の台数の多いところに交通渋滞を引き起こさないということになります。国県道から中に入った道路の影響について基準ではないので、別途基準を設ける必要があります。

松島委員

これは国県道の渋滞を防ぐための設定であって、生活者のもっと入り口にいるところのことは全然想定していないと理解できました。

立本会長

我々市民が影響を受けるようなところにつきましては、実際の土地がある程度決まったところで評価基準をつくっていきだろーと思いますので、そのときに詳細は検討させていただくということではいかがですか。

江原委員

事務局と富所委員の中身が違っているのも、たたき台の整合性がないのでどちらかに決めてください。それによって解釈が変わります。

立本会長

我々の生活に関係するような、自分の家の前を何台通るかという数値、あるいはパーセンテージ等は、候補地が決まった時点、あるいは決まるような時点で評価基準をつくりますので、そのときに協議をするということで、ここではこのたたき台の文章のとおりに残すというのはいかがですか。

長南委員

今の議論の確認をさせていただきたいのですが、たたき台に載っている「主要な搬出入路の交通」が、富所委員と事務局の提案していることが違っているのですが、とりあえず県の基準である国道や県道ということで、それに基づいてまずこういうパーセントを決めて、その上で、具体的な用地が絞り込まれるときに、その影響を考えて何台にするのか何%にするのかというのをまた改めて決めるということによろしいですか。

富所委員

整理をしていただければと思いますが、実は清掃工場に搬入する車両は、逆に発生量が予測されていますので、絶対量は計画することができます。例えば2tのパッカー車で100t弱の清掃工場であれば50台／日入ってきます。でも実際に、もう少し小さい車両も来るとなると、地元の方々からは何時から何時までの間に走れる車は何台までとなってきます。そういう点では、これは地元の環境の关系到そのままついてくることで、清掃車や搬入車両の絶対数が積算できるし、また分かるから、何台までなら認めることができますという議論になってくると思います。とりあえずこの項目は、もともと県の基準を参考にしてつくったものですという御説明を申し上げておりますので、私の先ほどの説明は、長南委員からあったような形で訂正をさせていただいて、実際の主要な搬出入路の具体的な車両については、実際に候補地が決まった段階で詰めるということであれば地元の理解は得られないと思いますので、詰めるという仕切りにしていただければと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

立本会長

では、事務局で「10. 主要な搬出入路の交通への影響について」は、分かりや

すいように整理してください。

続きまして、「11. 土地の形状について」でございます。皆さんからは特に案がございませんので、このたたき台のとおりということでいかがでしょうか。

江原委員

たたき台と大きく異なる意見がありませんでしたということですが、私が訴えているのは、敷地の大きさに重点を置きますので、整形地だとか平坦地だとかあまり考えない方が、当然そんなにいい土地はないですので、ここは整形地に近い土地であることでA、B、Cということをやうたわなくてもいいと思います。

立本会長

整形地に近い土地であることということで残したいのですが、それではまずいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

立本会長

では、「11. 土地の形状について」は、整形地に近い土地であることということにします。

次の「12. 地権者数について」でございます。たたき台に対して、提案はAは2人以内、Bにつきましては4人以内、Cについては5人以上となっています。いかがでしょうか。

柳委員

これは、注にあるように具体的に絞り込み段階でいいのではないのでしょうか。注があるので原案どおり、たたき台でいいと思います。

立本会長

いかがでしょうか、たたき台どおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

立本会長

「13. 土地の面積について」でございます。たたき台に対して、案ⅠはA15,000 m²以上、B13,000 m²以上、C10,000 m²以上で、案Ⅱは、20,000 m²以上、Aは○○でBは20,000 m²以上、案Ⅲは30,000 m²以上という案でございます。いかがでしょうか。

江原委員

土地の面積についてはいろいろ意見が出てくると思いますので、3時間を超えています。このままやりますか、それとも次週に持ち越しますか。

あと、前回資料で「資料 10-2-3 新清掃工場(100t/日)建設候補地選定に係る面積関係基準(資料)」があるのですが、標準敷地面積根拠及び計算が出ています。これと私が「供給処理施設の都市計画に関する手引き(昭和56年)」で計算した値が5,720㎡に対して14,325㎡という数字になっているので、次回に回すのであれば次回その回答をいただきたいと思います。

清掃計画課計画係長

「供給処理施設の都市計画に関する手引き」で清掃工場を設置した場合の計算式が載っています。それに基づきまして計算した数字を載せています。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

お疲れのところ申し訳ないのですが、どこまでやるかですが、事務局としては公募がいつになったらできるのかということがありますので、ぜひ公募まではお願いしたいと思います。

立本会長

公募までということですがいかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

那須野委員

私が提案した案Ⅲですが、Aが30,000㎡以上、Bはたたき台どおりの10,000㎡以上に訂正させてください。

長南委員

なるべく手短にやるために、ここでは最低をまず決めて、あとは注にあるように、具体的な面積は候補地絞り込みの段階で設定するということでもいいと思いますので、この最低面積をどこにするのか御議論いただければいいと思います。

立本会長

最低面積ですが、例えば10,000㎡を基準にして考えていただきたいと思います。が、いかがでしょうか。

江原委員

先ほど事務局からの答えがはっきりしないのですが、「資料 10-2-3」で出てい

る計算方式と、「都市計画に関する手引き（昭和 56 年）」の計算式と違うのはどういうことかをお聞きしています。倍違うので、年度が変わってきているのか、もしくは千葉県都市部計画課が唱えているのが従来の姿なのか、今まで都市計画に関する手引きは 56 年から変わっていないと私は思っているのですが、変わっているのですか。

長南委員

事務局の計算が違う、違わないという話ですが、江原委員の計算で 15,000 m²必要でしたら、それを下限にして話を進めれば間違いないと思います。

松島委員

私は案Ⅰを提案しましたが、10,000 m²とか 13,000 m²にこだわってはおりません。事務局がたたき台として 10,000 m²を出しているのは最低必要ではないかというレベルで出していると思います。言いたいことは 15,000 m²以上の土地は非常に困難ではないかと思います。やはり入手の可能性を想定する必要があると思います。

また、万一それでも足りないようでしたら、附帯的設備は別個に周辺で探せばいいのではないかと思います。そういう含みも時間軸も想定しておいた方が、何十年に一度なのでこの際確保して建てればいいのですが、予算と限られたスペースとの兼ね合いがありますので、そういうことも含んで面積を設定する必要があると思います。

小室委員

最低の面積をまず決めてからというお話ですが、新しい清掃工場の建設に向けて話し合っているのですが、その清掃工場の更新時のことについて述べていらっしゃる方もいますので、その点に関しての方向性を示していただきたいと思います。

立本会長

更新も含めて考えるかどうかについてはいかがでしょうか。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

更新の話については、以前に議論がされまして、考え方としては建て替えの場合に一時委託してその場で建て替えることも可能なので、今回の建設の候補地を決めるに当たっては、その部分は特に隣接地にその部分を確保するようなことは考えないでよろしいのではないかとということで、御了解いただいていると思います。

立本会長

今回の最低面積というのは、事務局の話もありましたが、最初に清掃工場を建てる敷地ということだけだったと記憶していますがいかがですか。

小室委員

私もそのように考えて敷地面積の提案の数字を出していましたが、他の方の御意見を拝見して、確認の意味でもう一度お話をさせていただきました。

立本会長

ここでは清掃工場を建てる面積のみで考えてください。

横張委員

三ツ堀と関宿クリーンセンターにごみを持って行きますが、個人の車がかなり来ています。その自動車が1か所に集まるわけですから大変な量になると思いますので、20,000 m²以上は必要かと思います。

大柴委員

あくまでも最低基準ですので、たたき台にある10,000 m²以上あればいいと思います。広ければポイントを上げるなど評価基準の方で絞り込む形にすれば、あくまでも最低ラインという意味では10,000 m²以上で公募のラインに入れていいと思います。

江原委員

焼却場建設だけを考えるのか、リサイクル展示場や生ごみの乾燥施設、生ごみの堆肥化、温水プールをつくるのか。ストックヤードは絶対ほしいと思っていますが、ストックヤードの面積は100 t／日で1か月分として比重から計算していますので、これはいい加減な数字ではありません。そこまでを見越して数字を決めないと、50,000 m²でも100,000 m²でもほしいですが、最低限としては20,000 m²といったのは、こういう施設を入れることで考えています。ですからただの数字だけではなくて何をやるかが重要だと思います。焼却場だけであれば私の計算からすると約15,000 m²あれば足りるのです。あとは設計段階でコンパクトにできますが、費用の問題もありますので、そこまでとらえてやるか、若しくはこういう施設まで考えるのかが重要だと思います。ただ漠然と何m²だけでは焼却場はだめだと思います。ですから最低20,000 m²以上は必要としています。

長南委員

江原委員の提案で、この中に書いてあるものをどうするのかというのはこれから決めることであって、これが前提で最低20,000 m²が必要だというふうには全体の合意にはまだならないと思います。

先ほどから指摘をされています前回の「資料 10-2-3」で 10,000 m²を出してきた図面を見ているとぎりぎりの面積なので、最低は中を取って 15,000 m²にして、そこにプラスする形で加点方式をやればいいのかと思います。あまり大きなものを言ってしまうと適切なところが見つかりにくいことがありますし、10,000 m²だと清掃工場だけという感じになってしまいますので、15,000 m²ぐらいを最低にしてはどうでしょうか。

小俣委員

私も 20,000 m²ほしいところですが、前回の「資料 10-2-3」でこの焼却場の施設だけで 10,280 m²という数字が出ておりました。その下に参考としてついている生ごみの乾燥施設、堆肥化施設というものに必要面積が 2,020 m²です。これからは生ごみについてやっていきましょうという方向はありますから、この部分だけは焼却場から離して別のところにつくるわけにはいかないと思いますので、これをプラスしたらやはり 10,000 m²では収まらない話ですので、最低は 15,000 m²で、できれば 20,000 m²以上はほしいと思います。

立本会長

私としましては、清掃工場が新しくできて、そこを中心にまちが発展するように、子どもたちに夢を持たせてやりたいということを考えますと 10,000 m²では苦しいと思うので、15,000 m²以上ということではいかがでしょうか。

中村委員

いろいろな数字が出ていますが、10,000 m²は施設で使ってしまいまして、あとのいろいろな環境を考えますと最低 20,000 m²を提案したいと思います。

笹木委員

事務局が出されたたたき台の 10,000 m²を基準に、1.2ha か 1.5ha と書きましたが、それが先ほどの話で最低が 15,000 m²となると、20,000 m²という感じに私の勘定ではなってきますので 20,000 m²にしたらいいと思います。

松島委員

20,000 m²ほしいということと、20,000 m²は絶対譲れないということは全然違うと思います。私はCを 10,000 m²にしましたが、今のお話を伺って少ないと思いました。やはり 15,000 m²が譲れない数字という意味で、再確認してもらいたいと思います。最低限必要面積として 15,000 m²が譲れないと思います。

竹内委員

清掃工場そのものに必要な面積が 10,000 m²、付帯設備をつけていくと私なりに

計算しますと 16,000 m²になりました。この施設は迷惑施設ではなくて市民が好んで集える公園のような施設にしたいという御意見がありまして、私もそれには賛成で、そうであればもう少しゆとりを持たせ 20,000 m²というところで最低限を決めた中でやった方がいいと思います。

立本会長

20,000 m²という提案ですが、いかがでしょうか。

小俣委員

前回出された中で計算されて 16,000 m²の中の 6,000 m²の中にはプールが2つ入っている。子どもたちが来るような施設を強調するなら、敷地から 300m という枠を外した方がいいのではないかという話になります。ですから最低 15,000 m²はゆずれないですが、20,000 m²以上というのは希望の数字だと思います。20,000 m²で見つかるのかという話になったときに大丈夫でしょうか。15,000 m²がぎりぎりのところで、ここから上が出てきたら有り難いなという話ではないかと思います。

立本会長

15,000 m²と 20,000 m²と意見が分かれています、20,000 m²でいいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

立本会長

それでは、「13. 土地の面積について」の基本的な面積は 20,000 m²以上ということにさせていただきます。

追加項目の「14. 運搬効率について」はいかがでしょう。たたき台はないのですが、皆さんからの意見で、案Ⅰは地形、地区別人口密度、ごみ集積所数を考慮した搬入効率の高い場所に位置すること。A 中心部（南部、福田地区および旧関宿地区以外）に位置し、かつ周辺地区の人口密度が高く、ごみ集積所数も多いこと、B 中心部に位置すること、C 中心部以外に位置すること。案Ⅱは運搬効率がよい場所に位置すること。A は中心部（南部、福田地区および旧関宿地区以外）に位置すること、B は中心部以外に位置することという 2 つの案でございますが、いかがでしょうか。

松島委員

私は案Ⅰを提案しましたが下の段に A、B、C は、先ほどの交通量と同じで、質の違う部分なのでカットして、最終的には広い意味では案Ⅱと同じになると思います。絞り込む上で地形とか人口密度や集積所の数など、当然その方が搬入効率は高いわけですから、そちらに勘案してもらいたいと思います。

くどいようですが、まちづくりということで嫌な存在、遠ざける存在ではないということも含めて、あえて人がたくさん住んでいるところ、住宅地が多いところにしたつもりですので、密集地という意味ではないです。そういうことも重点的に考えた方がいいという意味です。

小俣委員

確かに搬入効率のいい場所に位置するということは、土地を選んでいく上では非常に重要なバックボーンになってくるとは思いますが、しかし、南部、福田地区、旧関宿地区としてしまうと公募をかけたときに手が挙がりにくくなってくると思います。最後に候補地が挙がってきたときに、ここは運搬効率がいいからこの場所がいいという考え方をするのはいいと思いますので、このA、Bの部分はない方がよろしいと思います。

立本会長

私からの提案ですが、追加項目の運搬効率であるとか法的なことについて皆さんから意見を頂いていますが、これらについては評価基準のところで実際に候補地が決まったときに、どちらが運搬効率がいいかという形で検討させてもらうという方法でいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

③新清掃工場建設候補地の公募について

立本会長

公募について、説明をお願いいたします。

富所委員

富所職務代理より「資料 11-3-1 新清掃工場建設候補地の公募について」に関して、公募主体は審議会として行い、その際の平成 23 年 8 月 21 日の市長からの諮問書を整合性、地元還元対策、応募者の要件について前回案と新たに示した対案を述べられた。

立本会長

ありがとうございました。いかがでございますか。

笹木委員

対案で自治会が応募する場合に、他の自治会とまたがる場合には他の自治会の同意は必要ないと書いていますが、この意味がよく分かりませんので教えていた

だきたい。

富所委員

自治会が応募する場合、複数、あるいは関係が多くなるということで、その取りまとめの時間よりは、まず手を挙げていただいた自治会の意向をきちんとヒアリングするところから始めていくということを手順として考えた方がいいのではないかと思います。

笹木委員

了解しました。もう1点、2ページ目の建設候補地を公募しますという公募文の文言ですが、3つに分けて大タイトルをつけるとか工夫をしてほしいと思います。

富所委員

工夫させていただきます。

松島委員

改めて確認したのですが、公募は審議会がやるということです。しかし、「資料11-3-1」の理由は、「前回案は、公募を補助的な候補地補足方法として提案したが、基本的な考えにおいて候補地選定にあたっては、審議会として公募を優先することが決定された。」だから審議会が公募の主体となったと理解できます。去年の8月21日の諮問書には、その時点で既に審議会に全てを任せてあるということでしたから少しニュアンスが違います。それに関連して、市長が諮問を委員になされたときに、ここには第一次候補地複数の選定に関することと当然書いてあるのですが、このときには公募を前提にしていたのか疑ってしまうのです。

もう1つ、諮問書には、候補地選定の必要に関することとしてア～クの8項目あります。今は、「エ 候補地の選定基準に関すること」にかかわってきた。このあとは「オ 清掃工場にかかわる処理方式」これは私たちではとても手に負えないような焼却炉の話です。それから「カ 環境アセスメント」、そしてこの非常に大きな難しい仕事だと思いますが、「キ 地元還元策など」について有識者を含めた約30名の委員で対応してやっていくのでしょうか。実行部隊は誰で、建前はどこかということのすみ分けがきちんとしていないので分かりません。我々かもしれませんが、公募は市長の名において当局がやるのではないかと考えていました。私たち審議会は案の提案であって、対外的に市民に対しては公募主体というのは当局ではないかと思い込んでいました。

地元還元策については、もう一つ別に言いたいことがあります、とりあえず前半は疑問と質問です。

富所委員

説明の補足をいたします。大事なことは、審議会に挙げられた「資料 11-3-1」については、少なくともたたき台を審議会の会長が了解をして、会長が主体になっているということが前提だと思います。ですから「資料 11-3-1」は、公募を最優先することが決定されたため、結果を確認したと理解をしておくべきだと思います。

それから、諮問書は、公募を前提とは読み取れません。ただし、「資料 11-3-1」の対案の中で説明したように、審議会が選定基準を設けたあと、実際の候補地の絞り込みの仕方としては2通りあり、一つは、審議会が自ら選定基準に沿ったものをピックアップする。もう一つは、市民に広く呼びかけて手を挙げていただく方式だということで、その二つの中の一つはきちんとやった方がいいのではないかと提案だと御理解いただければと思います。

江原委員

「資料 11-3-1」で公募主体は審議会としていますが、これはあくまでも市の案です。審議会で内容を決めるのは、こういうことでこういう中身でこういうことをしますとかこういうのがいいということですが、審議会が公募するのではなくて市が公募するのです。審議会は市から委託されているけれども、そこまでの権限を審議会は与えてもらっていないと思います。その点が地元還元にも入ってきますから、簡単にこういう文章を示されるのはおかしいと思います。

地元還元についても非常に問題があります。これをやったらまた時間がかかると思いますが、これはこのまま通すわけにはいきません。

富所委員

諮問事項は先ほど申し上げた新清掃工場の候補地です。建設候補地として最適地である土地の選定に関することです。そして補足的に読めることは、第1次の答申として新清掃工場建設候補地として最適地である土地を選定するにあたっては、予め複数の第1次建設候補地を選定していただきたいというふうに言っています。ということは、候補地の複数提案をしてくださいということで、若干の誤解があるとすれば、候補地イコール決定地ではなく、あくまでも候補地をその選定基準に沿って挙げていただけないかという諮問を受けたということですので、その範囲においては審議会の役割として理解してよろしいと私は思っています。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

市の考え方ですけれども、富所職務代理と同じですが、当然選定までのところで公募等についても審議会としてやっていただくことの権限は当然あると考えています。

立本会長

要するにその場所を決定するのは審議会ではないです。候補地を決めるのは諮問の中に入っていないから、この候補地を決める方法として公募をしていると理解していただきたいと思います。

江原委員

それは審議会ではなくて市が公募するわけですから。

富所委員

言い過ぎになるかもしれませんが、選定基準に対して、その選定基準が実現可能性を持っているかというシミュレーションを私たちはしないといけないのです。そういう点では、その一つの作業として候補地を挙げてみるということであり、そういうことも含めれば責任ある対応と私は考えます。

松島委員

今後のことに不安があると言いましたように、清掃工場のことと環境アセスメント、地域還元策の内容などは相手（地元）があつてのことで巨額のものです。そういうものに対して我々が焼却炉やアセスメントについて勉強しなければいけないでしょうが、そういうことを主体的にやって答申を出すということで、言葉で言えば済むのですが、実態としてはものすごいエネルギーがかかることなのです。数人ではなく、これだけいろいろなメンバーでやるのは大変で、特に大変だと思うのは、周辺自治会などの交渉にどういう体制であたるのか。会長と富所職務代理に任せればいいのでしたら楽ですが、具体的にどういうアクションをしたらいいのか、そのイメージが全然分かりません。実際は事務局の方に全部やっていただくということかもしれませんけれども、建て前と実際の汗のかき方のイメージが結び付かないので、そこを安心させていただきたいと思います。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

審議会で最終的に候補地を決定いただきましたら、候補地の方と交渉するのは当然市で地元と呼応した形で最終的に決定します。「資料 11-3-1」で例えば公募の中の地元の意向ヒアリングというのは、地元の方がどういう要望を持っているかということを審議会としては必要だろうということで、地元の合意を取り付けるという意味ではないので誤解のないようにお願いします。

その地元対策についても、個別に何も決めないままですと市と地元と協議するといったどこまでやれるかきりがなくなってしまうので、地元対策としては財政的なことにも限界があるので、基本的にこの辺までだというようなある程度の線を決めていただきたいという趣旨ですのでよろしくお願いします。

江原委員

審議会が地元とヒアリングをして云々ということは、審議会委員を名指しで示しているわけです。「資料 11-3-1」の「2 地元還元策」に問題点があるというのは、公募の委員募集案内で平成 23 年 7 月 1 日から 8 月 1 日までに募集の要項があり、候補地選定にかかわる答申までとしています。地元対策を無視しろということであれば、審議会ですべて決めなければいけないです。審議会ですべてやりましょうということであれば、審議会に権限と責任をどこまで市から与えてくれるのか決めないで簡単なヒアリング云々で言葉尻だけをとらえたら簡単のように見えますけれども、これは簡単なことではないです。

小俣委員

私のイメージを申し上げますと、新清掃工場の候補地がいくつ挙がってくるか分らないし、我々もいくつ提案できるか分らないですが、我々が決めた基準に合ったものが仮に五つ出てきましたら、それぞれの地元の皆さんの意向のヒアリングをした中で、あれは少し難しいのではないかと、この考え方はどうだろうかということの中で最終的な二つなり、三つを絞り込むということになっています。決して地元と道路はどこまでつくりますとか、我々はどうしましょうか。というところまでいく話ではないだろうと思いますが、いかがでしょうか。

富所委員

事務局にあまり答えてほしくないのは、ここは大事なところなのです。私が先ほど来申し上げているのは、審議会ですべてやるのかということで、例えば意向ヒアリングを市に代わってやるという発想の人がいるならば、そうではないという意見もあっていいわけです。今のような御意見があってもいいわけです。ですから、今までの市や事務局と対立するような関係で議論するのではなくて、審議会としてどこまで責任を持ってやるのかというのは、逆に言えばここまで責任持ってやろうではないかと決めればいいと思っています。ですから、市に決めてもらう、あるいは市の枠の中で考えなければいけないというのは、私たち審議会は諮問には書かれていません。ここでは、新しい形の前のいろいろな経験を生かして、新しい決め方をしようではないかと思います。もしかしたら住民の皆さんが地元のヒアリングをしたときに、ぜひ審議会からこれを伝えてほしいと言われたときに、私たちは権限がないと言えますかということです。そういうことも含めて、確かにただ伝えることはできるわけですので、それらは自分たちできちんと審議会としてここまでやる。もちろん法的に触れることはできませんが、書かれている内容で私たちは取り組んでいくということによろしいのではないのでしょうか。あまり枠にはまりませんと、市民の皆さんが自ら枠にはめることは、ぜひこの機会になしにしてやっていかなければいけないのではないかと思います。

立本会長

今、富所職務代理が話をしましたように、我々はそのように考えているわけですので、ぜひ御協力をお願いしまして、その中でまたいろいろな意見が出ましたら、また取り上げて、できる限り行政側が主体ではなくてこちら側が主体で進めさせていただきたいと思っております。

松島委員

先ほどの続きで、地元還元策についてですが、諮問事項の一つに地元還元策等の地元対策に関することがあるため、応募のあった候補地のヒアリングの実施など、審議会が地元と一緒に地元還元策等を考えていくことを基本スタンスとして、別紙のとおり公募の云々と書いてあります。ですからここは公募主体であるからこのようになるのです。

提起したいのは「還元策」という用語は歓迎しません。公募の文案にもあるように、新しい清掃工場は地元の皆様にとって迷惑施設ではなく、地元にあってよかったと感じられる施設であってほしいと考えています。これはとても重要で、委員のほとんどがこれは共通認識するに至っており、理想論でもはや片付ける段階ではないと思います。この点から考えて「地元対策」の4文字を出すことは暗に迷惑施設であることをほのめかすように思います。「地元対策」や「還元施設の設置」という用語は用いないことを私は提案します。仮に、地元対策があるとしても、それは文案でいう地域のまちづくりの視点から私たちと地元の皆さんと一緒に考え、知恵を絞る、その過程の中で内包されると思います。

最後に、施設のコンパクト化のなかにこういうニュアンスのことを盛り込んでもらいたい。我々は、ごみ減量基本計画 30%を打ち出したわけです。その基本計画の 30%の減量目標に沿って、具体的には燃焼量も搬入車両数も減るわけですから、そういう可能性があることも盛り込んでもらうことは重要だと思います。そうしませんと、現在の搬入量でいくらの面積だというのは時間軸を止めて未来への展望を忘れた発想ではないかと思います。

富所委員

松島委員の御意見に異論はありません。確かに諮問は地元還元対策等の地元対策に関することとなっていますが、実は、もうこの審議会では地元還元対策というのは地元のまちづくりという言葉に置き変わって議論が進められてきていますし、またそのとおりだと思います。「資料 11-3-1」は諮問事項を引用していますので、それを受けていることでありまして、趣旨については委員の皆さんは、既に地元のまちづくりのことを考えてやろうということで一致していると思いますので、今の御意見はそのとおりだと思います。

今度の書類の準備についてはその辺も配慮したものになるように考えなければいけないと実感しております。よろしくお願いします。

立本会長

今までのところで、候補地選定基準については何とか御了承願ったということと、公募についてももう一度文言等は整理させていただきますが、これに沿った文言になろうかと思えます。

もう1つ議題の「(3) 野田市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)のパブリック・コメントの結果について」は次回にさせていただきます。

もう1点、審議会として、いろいろな焼却施設を見てみようということで、清掃工場を視察してみようという案ですが、これについて事務局から御説明をお願いします。

(3) その他

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

まず審議会の今後の日程ですが、今回は3月25日の審議会を予定させていただきますと思います。そのあとは4月28日、5月20日ということで、6月以降については上旬、下旬ということで進めさせていただいておりますけれども、例えば6月上旬は候補地の現地視察でバス等の手配もありますので、今後の審議の遅れがありますと日程が変わってきますので、とりあえず5月20日までの日程を示させていただきました。

例えば3月25日に処理方式と地元還元対策という言葉は変えておきますが、これを審議しますが、そこにパブリック・コメントの話もあるということで、運営案の審議事項については審議の進捗に応じて柔軟に対応したいと思っていますのでよろしくお願いします。

4月中旬ごろに一度視察を予定したいと思っておりますが、時間的に午前、午後で2カ所ということで、一応処理方式なども勘案して5案を示させていただいております。2市ありますので、その市との日程調整、バスの手配等もありますので、ここでまたどこがいいかというのは時間も経過していますので、できればこちらの方にどこの案がいいということをそれぞれ言っていただいて数の多かったところに決めさせていただいて、日程を調整するという形にさせていただければと思いますがどうでしょうか。

江原委員

前々回の「資料9-4-1」に出ている予定表で、3月3日が第11回、3月17日が第12回となっていますが、25日に変わっているので17日はないということでしょうか。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

そのとおりです。3月17日は予定しておりましたが、市議会議員の方も多くて、ちょうど議会中ということもあります。申し訳ありませんが、事務局の準備の都合もありますので、次回は3月25日ということで、今後は3月25日、4月28日、5月20日という形で、その中でできれば4月中に施設の視察をさせていただきたいということでございます。

小倉委員

確認ですが、場所はここで開始時間は1時でいいでしょうか。それから今日もこういう時間になっていますが、こういった点も再度確認していただきたいと思います。

立本会長

当初、2時間半ぐらいで終える予定でしたが、建設的な意見をいただいたものですから会長の運営がうまくないのですみませんでした。以後、気を付けて長くかかるようですと次回に回すようにいたします。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

場所と時間ですが、3回とも午後1時から市役所8階の大会議室ということでお願いします。それからサブタイトルはパブリック・コメントの中ですので次回お願いします。

江原委員

「資料 11-3-1」は最終結論になったのですか。次回に回してもいいですが、公募についてはちゃんと決めてもらわないと困ります。「資料 11-3-1」の「2 地元還元策」の文言は松島委員から出まして、変えますよと言っていますが、公募の委員募集案内のところで私が言いましたが、候補地選定に係わる答申までとはっきりうたっているので、地元対策云々というのであれば、審議会で権限と責任を市が与えるかどうか、それを決めてくださいと言っているのです。

富所委員

「資料 11-3-1」の「2 地元還元対策」等を考えていくことを基本的スタンスにするということで、自治会にヒアリングをしたときにその意向を考えていくということで、何か一定の方向をもって対策をするということでないというふうに読み取っていただけたらと思うのですが。

長南委員

江原委員から出ているのはそういう意味ではなくて、要するに審議委員の候補の募集のときには、こういう地元還元策等の地元対策に関することが入っていない

かったので、だからこれは私たち審議会の権限以外ですよということをおっしゃっているのです。ただ、この審議会がつくられて、市長から諮問されて、今問題になっている公募についての2の諮問事項の一つに地元還元策等の地元対策に関することということがきっちり諮問されてしまっていますので、そのときにそういう議論があってもおかしくはないのですが、今となっては、そこまで責任を持って頑張りましょうということになると思います。

立本会長

長南委員が言われましたように理解していただけないでしょうか。

(はい)

立本会長

では、了解していただいたということでお願いいたします。

本日の第11回の審議会の議事録署名委員は、千葉美佐子委員と柳掬一郎委員に御協力をお願いしたいと思います。次回は3月25日、この8階で行いたいと思います。どうも長い間ありがとうございました。

※ この会議録は、発言の主な部分を要約して記載しております。